○関東地方整備局告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定を解除するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十四号

三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員	延長
市川市稲荷木一丁目六六五番四地先から同市稲荷木一丁目四〇四番四地先まで	○・○○～三九・四七メートル	○・五三三キロメートル

四　指定を解除する期日　平成二十六年十一月二十八日

○関東地方整備局告示第三百九十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市稲荷木一丁目六六五番四地先から同市稲荷木一丁目四〇四番四地先まで	前	三三・二〇～八六・三〇メートル	○・五三三キロメートル
	後	三一・二〇～八六・三〇メートル	○・五三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第二千百四十四号金沢都市計画及び白山都市計画下水道事業犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十二年十二月十七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南魚沼市市野江甲九五番から魚沼市虫野字東浦四一五番二まで	前	A　一〇・二〇～一〇・五〇メートル B　一〇・五〇～一〇三・〇〇メートル	四一・二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・二〇～一〇・五〇メートル B　一〇・五〇～一〇二・八二メートル	六・四〇九キロメートル 六・五七五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	魚沼市十日町字八色原一六五九番四から同市十日町字宮田一七四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月三十日

○中部地方整備局告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百五十三号	長野県上伊那郡飯島町飯島から同町田切まで	改築	平成二十六年十一月二十八日

○近畿地方整備局告示第二百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	木津川市木津上戸四五番七から同市木津池田九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十八日

○四国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	さぬき市鴨庄字不動寺四五二五番七から同市鴨庄字山脇四五三二番一八まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十八日

○四国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十八日

四国地方整備局長　三浦　真紀